

「会議録の取扱い及び傍聴ルールについてのアンケート」

結果報告

○アンケート送付対象者数：22人

○アンケート回答者数：19人（うち、無回答等、無効のものはなし）

設問1 会議録への氏名表示

今後の表記方法について、ご自身のお考えに近いものを選んで数字に○をつけてください。

- ① 自由闊達な発言の妨げ等になるので、従来通り、「A委員」、「B委員」の記載がよい

回答数 10

- ② 公開の会議であること等を鑑みて、氏名（姓）表記がよい

回答数 8

- ③ その他（自由意見）

回答数 1

【自由意見】 ご記入いただいたご意見をそのまま掲載

- ・氏名を表示してもあまり意味がないと思います。（回答：①）
- ・議事録の確認をして公表すれば、氏名表記は問題ないとする。（回答：②）
- ・区民のほとんどは委員の氏名、顔など知らないはずで、氏名を公表する意味があまりないと思います。会議でこういう発言や意見があったということがわかればよいと思います。（回答：①）
- ・もともと公開している会議ですので、氏名表記で良いと思います。よろしくお願ひします。（回答：②）
- ・2回参加しましたが、「審議」とはほど遠い集まりだと思いました。執行部の説明を聞くことに大半の時間が裂かれていました。（特に2回目はこのアンケートを出していいかの審議？でした。）この会の目的をまず正しくすることが重要です。準備する職員の時間も相当の負担があり、審議を附託する場合に開催すべきです。その点で議事録の記載に関して現段階で自分にはこだわりがなく名前を出したい人がいれば出せばよいし、出たくない人は記号でよいです。地方議会でも議会規則は様々で、議事録では番号、○番議員と表記しているところも多くあります。（回答：③）
- ・氏名があることによって、その発言が、どのような立場、背景からでたものかを推察することもできるかもしれないので、表記はあった方がよい。（回答：②）

設問2 傍聴等のルールについて

【これまでの運用】

- 傍聴を希望する者は、必要事項を「傍聴人受付票」に記入して事務局に提出する。
- 傍聴人が「撮影や録音」などを希望する場合は、その旨申し出の上、会長の許可が必要
- 騒ぎ立てる等、議事進行の妨げとなる行為を行った傍聴人は、会長から退場を命じられる場合がある。

今後の傍聴ルールについて、ご自身のお考えに近いものを選んで数字に○をつけてください。

- ① 上記【これまでの運用】の範囲で充分。議事進行の妨げにしなければ、録音・撮影・SNS等での配信に、制限は不要

回答数

- ② 会議録が区公式ホームページ上に公開されるので、個人的な撮影・録音は認めるべきではない

回答数

- ③ 撮影・録音は、傍聴者本人のみが自身の資料として使用することを条件に、認める（SNS等での配信は認めない）

回答数

- ④ その他（自由意見）

回答数

※ 回答No.記載なし・自由意見は記載あり

回答数

※ 回答No.・自由意見いずれも記載なし

回答数

【自由意見】ご記入いただいたご意見をそのまま掲載

・傍聴をみとめているのであれば、特に録音、録画、SNS配信を禁ずることはないのでは？切りとりもあるかもしれないが、それには、また対処していくことで、市民のリテラシー向上の努力をするのがのぞましいとおもう。

(回答：①)

・傍聴を求める側も自身の氏名、傍聴を求める理由や用途etcを公開するならば、ある程度納得できますが、過剰に一方の権利だけが強調されるような傍聴を求める近年の風潮は疑問に思います。お互いに良い町を作っていくという目的のもとに情報公開されるのならわかりますが、批判目的で情報に接するケースでは、さまざまな対応いずれの場合も益にはならないと思われま

す。(回答：②)

・これまでの運用で良いと思います。傍聴人が撮影、録音した場合、撮影したものをSNSに投稿した場合、被撮影者の肖像権が侵害されないような、投稿をすること、これはマナーだと思います。また、録音についても、マナールールを守りながら、悪用せず、活用するだけにします。(回答：①)

・SNSなどで拡散されると、委員が言葉を選んで発言するようになり、本音が出ない恐れがあるから(回答：②)

・公的な会議は原則として公開、動画の配信も併用する流れです。動画が、議事録の役割もはたします。ですのでA・Bといった表記は近い将来無意味になります。今さらA・Bにする必要はないと思います。

公的な動画が配信されれば、傍聴人が、録画する必要はなくなります。動画の配信が、利益を生む場合もあり公的な動画公開を前提とし、禁止すべきと考えます。(回答No.記載なし)

・公開された記録や映像に関してのとり決めはどうなっていますか？その開催時点の行為よりも、加工や意図的な編集は許可しているのであれば、②ではなく①制限の不要を推します。(回答：②)

・権利と義務は一体であるべきであり、発信、表現の自由を主張するのであれば一方で、他人のプライバシーや生活は侵してはならない。最低限のルールだと考える。(回答：③)